

教育委員会会議録

令和4年8月4日（木） 午後2時01分 開会

午後3時17分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、佐々憲一委員、塩谷育代委員、岡田豊委員、度會秀子委員
河野明日香委員

3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣宏恭次長兼管理部長、栗木晴久学習教育部長
伊藤尚巳教育管理監、加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長
細井徹財務施設課長、坂川智教職員課長、西田勝憲福利課長
上野賢司生涯学習課長、橋本具征高等学校教育課長、小林紀彦特別支援教育課長
久保田昌俊保健体育課長、水谷景子ICT教育推進課長、大谷健二教育企画室長
中島幸一高校改革室長、松本明博総務課担当課長、石川陽子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（2）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 令和5年度（2023年度）採用愛知県公立学校教員採用選考試験第1次試験 受験状況について

坂川教職員課長が、令和5年度（2023年度）採用愛知県公立学校教員採用
選考試験第1次試験受験状況について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

（佐々委員）

欠席者682名の中には、新型コロナウイルス感染若しくは濃厚接触者が
いたとのことであったが、救済措置のようなものはないのか。

（坂川教職員課長）

受験者が新型コロナウイルスに感染した場合でも特に救済措置は設けて
いない。試験実施日に外出ができない場合、今回の受験は見送っていただ
いた。

- (2) 公立学校教員の懲戒処分について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (3) 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和4年度第2回）について
橋本高等学校教育課長が、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和4年度第2回）について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (4) 併設型中高一貫教育の第一次導入校の決定について
中島高校改革室長が、併設型中高一貫教育の第一次導入校の決定について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

随分明確になり、イメージもできてきた。中学校から入学する生徒いわゆる内進生と高校から入学する生徒いわゆる外進生について、具体的なカリキュラムがないため、どのような6年間若しくは3年間で過ごすのかわからないが、実際に中高一貫教育を受けられるのは2学級の内進生のみである。圧倒的に多い外進生がどのような高校の3年間で過ごすのか気になる。内進生と外進生が同じ教室で授業を受けることになるのか、外進生は6年間の中高一貫教育の3年間のみを受けることになるのか見えてこない。

(中島高校改革室長)

非常に大切な部分である。他県の例を見ると、高校1年生から混合する学校、高校2年生から混合する学校、高校3年生まで別々である学校など様々である。参考にしている千葉県立の中高一貫校では、高校1年生から混合することにより、内進生と外進生が刺激し合って高校生活を過ごしているとのことである。どのタイミングで混合するかは、今後各学校が具体的な内容を決めていく際に、併せて検討していく。3年間別々のクラスとなると、別の学校ができたようになるため、留意しながら4校の計画を見ていきたい。

(岡田委員)

中高一貫教育の良さは、6年間で柔軟に教育課程を動かせることにもある。内進生はある程度前倒しをする形で教育を受けていくとすると、一般の高校生の3年間と中高一貫校で外進生が過ごす3年間は変わってくる。前半の3年間に凝縮されてしまうと後の3年間が薄まってしまう。この薄まった3年間で外進生が学ぶことにならないか心配である。

(中島高校改革室長)

本県の第一次導入校は、大学受験対策をねらいとした、進度を速める先取り学習は行わないが、内進生は少し先に学習を進めていることにはなる。その点はしっかり認識して、今後、検討を進めていく。

(岡田委員)

不公平感が出ないような取組をお願いしたい。

6 請願

請願第11号 全国中学校体育大会の出場資格に部活動ガイドラインの遵守を含めることを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

請願の趣旨に「部活動ガイドラインを遵守した上で、相当な練習量をこなし、全中への出場資格をつかんでいるのでしょうか。」と記載があるが、市町村の部活動ガイドラインの取組状況はどのようになっているか。

(久保田保健体育課長)

市町村のガイドラインは、愛知県教育委員会が示している「部活動指導のガイドライン」の趣旨を踏まえて、地域の実情に応じ策定されている。6月に実施した部活動調査によると、県内の公立中学校のうち、部活動ガイドラインについて、「全ての部活動が遵守できていない」又は「ほとんどの部活動が遵守できていない」と回答した学校はない。「全ての部活動が遵守している」と回答した学校が94.4%、「ほとんどの部活動が遵守している」と回答した学校が5.6%であり、ほぼ遵守されていると考えている。

わずかではあるが、ガイドラインの基準を逸脱して活動している部活動があるため、そのような中学校に対し、市町村教育委員会を通じて、引き続き部活動ガイドラインを遵守して部活動指導の改善をするよう促していく。

(度會委員)

現在日本中学校体育連盟では、全中開催に当たって、部活動ガイドラインの取扱いをどのようにしているか。

(久保田保健体育課長)

全中の大会実施要項については、部活動ガイドラインについて明文化されていないが、日本中学校体育連盟によると、部活動ガイドラインを遵守して行っていることが前提と考えているとのことである。

また、今後進められる部活動の地域移行を見据えて、令和5年度以降に地域スポーツ団体等が全中に参加する場合は、スポーツ庁のガイドラインに記載されている「適切な活動量」の遵守を求める考えを、各都道府県の中学校体育連盟に6月13日付けで通知している。このことにより、全中に出場する全ての中学校・団体等が部活動ガイドラインの遵守を求められることとなる。

(塩谷委員)

今回の請願では、ガイドラインの内容のうち、主に活動日数や活動時間について聞かれていると思うが、個人的には指導方法や子供たちの成長過程に合った指導内容など中身のことも重要だと思う。先ほど、わずかではあるが「ほとんどの部活動が遵守している」と回答したとあったが、問題はその部分である。

請願の中で「部活動ガイドラインを遵守して練習してきたことを証明する書類の提出」と記載があるが、どのように考えているか。

(久保田保健体育課長)

ガイドラインには、活動量だけでなく、様々な分野において部活動の在り方や効果的な部活動の運営の仕方等を記載し、参考にして部活動指導を行うよう依頼している。請願の中では証明する書類を提出するよう求めているが、証明する方法や手順などにおいて現実的に難しいように認識している。

(塩谷委員)

他の方法で実態を把握する方法はあるか。

(久保田保健体育課長)

6月に公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象に調査したところである。回答データに基づき、速報値として数値を並べているが、今後細かい分析を進めていく。

他の方法について、必要であれば考えていくが、時期をみながら同様の調査を行っていくことを考えている。

(度會委員)

請願の中に「全中の主催者は中体連および複数の都道府県教育委員会ですので、本県単独で出場資格を変更できるわけではありません。関係機関との協議が必要になります。」とあるが、事務局の意見はどのようなものであるか。

(久保田保健体育課長)

全中の参加資格については、日本中学校体育連盟と開催県の都道府県教育委員会が主体となって決定している。開催県でなければ検討する立場にはないが、愛知県として要望があればまとめて伝えることは可能だと認識している。

(飯田教育長)

ガイドラインを守ることは当たり前だと思っている。各委員とも当然であると判断し、方向性は同じということである。ただ、手法について、請願に記載されている内容が可能であると判断できないこと、本県単独では出場資格が変更できないが必要ならば愛知県として申し述べていけばよいということをお理解いただいた。調査結果について、ほぼ遵守されているとのことであるが、実態はどうかをもう一度確認しながら進めていただきたいという趣旨の発言もあった。こうしたことを含めて今回不採択となったと理解している。

請願第12号 教育委員会制度の役割に関する請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

教育委員会制度の意義、特性、役割については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」にのっとり、教育基本法に基づいて適正に遂行されなければならないことは、自明のことであると考えている。

当然、教育は政治や宗教から中立でなければならず、教育行政は一般行政から独立したものでなければならない。しかしながら、首長である知事は教育関係の予算の編成・執行の権限を持つなど、教育行政に大きな責任を負っており、知事との連携をしっかりと図り、一体となった教育行政を推進することが大切であると考えます。

また、請願にある「トリエンナーレによる教育への悪影響を改善する」という件について、前回提出された請願の折にも述べたが、「あいちトリエンナーレ」と県教育委員会との関わりについて、その開催の是非について、県教育委員会が見解を述べる立場ではないということ、関わりがあるとすれば、「天皇及び皇室についてどのように教育すべきか」という点であることをまず確認したいと思う。

憲法において、「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である」と規定されている。また、学習指導要領においても、「天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること」とある。したがって、学習指導要領に基づいて、皇室を含めて天皇について正しく指導しなければならないことは言うまでもないと考えます。

(飯田教育長)

各委員の気持ちを全て代表して話していただいたと認識している。

請願第13号 「ジェンダー」についての具体的研修を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

ジェンダーに関連する研修を行っていくことについては、教育の多様性の確保やジェンダー平等、男女共同参画社会の実現に向けて考慮すべき、検討すべき重要な点であると思う。現在どういった研修がなされているのか。

また、研修において、人材育成を行ったり、意識改革を進めたりするだけでは、ワーク・ライフ・バランスの実現は難しい。支援する環境の整備も必要である。ワーク・ライフ・バランスに関してはどういった見解であるか。

(高橋総務課長)

教育委員会事務局におけるジェンダーに関する研修の実施状況について、女性職員が男性職員と同様に様々なキャリアや経験を積んでいくためには、仕事と家庭の両立ができる職場環境が大変重要であると考えます。そのため、職場環境を整える立場にある管理職員の意識を高める取組として、自治研修所で実施される所属長等を対象とした「管理職向け女性職員の活躍促進セミナー」を受講させている。この研修において、「女性職員の活躍を妨げているもの」や「女性職員が活躍するために管理職員が果たすべき役割」等を記載した資料を活用し、女性の活躍促進に関する管理職の意識の啓発を図っている。

また、所属長以外の管理職員についても、新任担当課長等研修や課長補佐級キャリアマネジメント研修において、女性の活躍促進や男女共同参画に関する研修を行っている。

その他、一般の事務局職員については、新規採用職員研修や採用7年目、あるいは主査級や課長補佐級の各段階で実施するキャリアマネジメント研修において、セクシャル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するための研修を行うとともに、性の多様性に関する研修を行い、固定的な性別役割分担意識の是正に努めている。

なお、それぞれの研修の受講後には、研修受講報告兼活用報告書を作成したり、研修アンケートを回答したりすることにより、受講者が研修の振り返りを行うこととしている。

(橋本高等学校教育課長)

学校においても管理職を対象とした研修、一般の教員を対象とした研修を行っている。県立学校の管理職を対象とした研修においては、人権推進課から講師を招き、『愛知県人権尊重の社会づくり条例』に基づく施策の推進について」と題し、人権を巡る今日的課題や人権関連の施策の推進について研修を行っている。

一般の教員については、県立学校・市町村立学校ともに、初任者や中堅教員等を対象とした研修の中で、人権教育の一つとして、ジェンダーに関する内容を取り扱うとともに、教育委員会が作成する「教員研修の手引き」の人権教育の項目において、ジェンダーに関することも記載し、教職員の人権意識の向上に努めるよう指導している。

(高橋総務課長)

ワーク・ライフ・バランスを支援するための取組として、職場環境を整える立場にある者、事務局であれば所属長、学校現場であれば校長や教頭が中心となり、時間外勤務の縮減や、また、女性職員が職場で活躍するためには男性が積極的に家事や育児に協力することが必要となるため、意識啓発を積極的に行っていきたいと考える。

(岡田委員)

お茶出しは女性の先生、力仕事は男性の先生という固定的な役割分担が無意識のうちに存在している。例えば、入学式・卒業式の係分担を決める際、慣例として、ほぼ決まっており、そのまま過ぎてしまっている。学校は、男女の平等が実現された場所のように思われるが、実際には他の職場以上に遅れていると感じる。男女共同参画の視点について、教員がしっかり学ぶべきである。教員の意識が変わらなければ、子供たちに教えることはできない。様々な研修を通して、まずは教員の人権意識の向上に努めていただきたい。

(飯田教育長)

ジェンダーの考え方について、請願に記載があるが、まだまだ日本は遅れている。少しでも良くするために、意識的に行動しなくてはならないと考えるが、本来は考えなくても普通にあるべき社会にしなければならない。性差をお互いに尊重した上で、社会を成り立たせていくことが重要であると個人

的に思う。学校現場でも事務局においても意識を持って進めていく。

7 議案

第21号議案 令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について

橋本高等学校教育課長が、令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項を定めるため請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

新型コロナウイルスに感染した生徒に対して、どのように対応するか、案は出ているのか。

(橋本高等学校教育課長)

昨年度の入試においても、例えば当日発熱した者等のために、学力検査の2日後に追検査の日程を設けている。更に、追検査も受けられない場合については、新型コロナウイルス感染に係る特別の追検査を新たに別に設けた。

今年度についても、今後の状況を見ながら昨年度にならぬ、受検生にとって不利にならないように対応していく。

(栗木学習教育部長)

次の入試から、推薦選抜や新たに実施する特色選抜、全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜などは現行の一般選抜に比べて1か月前倒しされる。これら早い時期の入試における新型コロナウイルス感染への対応については、今後検討していく。

(岡田委員)

以前、特色選抜について、中学校長の推薦は必要としない旨の項目があったが、今回はない。あえて記載していないのか。

(橋本高等学校教育課長)

特色選抜について、中学校長の推薦は必要ない。推薦が必要ないため明記していない。

(栗木学習教育部長)

今回は基本事項について決定するものであり、提出書類等の実務的な内容については記載していない。制度の詳細を定める実施要項には明記する。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 特記事項

(1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として河野委員を指名した。

- (2) 今枝正晴氏から、教育委員会制度の役割に関する請願について、口頭陳述したい旨の申出があり、飯田教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 1名